

昭和三十二年12月19日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第74号

毎週火・金曜日発行(但休日に当るとときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

監査公告

昭和三十一年度に係る総務部各課の定期監査の結果公表

目

次

監査公告

監査箇所 上根政幸

監査箇所 執行年月日 昭和三十二年十月十六日

監査箇所 秘書課

監査箇所 総務課

監査箇所 企画広報課

監査箇所 会計課

監査箇所 地方課

監査箇所 統計課

監査箇所 人事課

監査箇所 財政課

監査箇所 秘書課

監査箇所 昭和三十二年十月十六日監査

自十月七日至十一月六日

三十日

自十月七日

十八日

監査委員 松本利治
同 小谷善治郎
同 谷高

昭和三十二年十二月十九日

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度にかかる総務部各課の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

課長以下六名で知事に対する陳情等の取次、その他連絡

調整及び秘書事務を円滑に処理してきたものと認めた。

総務課 昭和三十二年十月十六日監査

監査委員 松本利治

同 小谷善高

企画広報課 昭和三十二年十月十六日監査

監査委員 松本利治

同 小谷善高

一 文書係に三五名の職員を配し文書の收受、発送、編さん、保存、浄書及び府内集配の集中管理等一連する文書事務の処理を行つてゐるが、これが合理化能率化のため人員及び事務量の分析再検討が必要である。なお浄書用品、印刷機の更新整備等につき予算的配慮が望まれる。

二 涉外労務理事務所に対する人事、予算の適正配分の問題については既に該所監査の際指摘している如く本

府、出先機関を通じ慎重に検討の要がある。

三 経理事務その他につき次の点留意されたい。

1 公報収入、過年度分未収金四万六千円は早期に徴収すること。

これが、主な原因は総合開発事業に対する別枠予算が確保されないこと、事業の計画審議と実施推進の機関が異つていて連絡調整に欠け機構上の欠かんがあること、計画の内容に修正を要するものがあること等が認められるで速にこれが解決是正に努むべきである。

三 每月「県政だより」を三千余部発行し県下市町村各部落に配布しているが、その状況は四十五世帯に一部の割合であつて、総括的県政施策の末端渗透は困難と思われる。これが発行部数の増加、並びに配布先の選択につき検討考慮の要がある。なお各部課でなされる広報宣伝についても出来るだけ本課を通じて連絡調整を図り広報活動の統制と効率化に努められたい。

会計課 昭和三十二年十月十六日監査

監査委員 松本利治

同 小谷善高

地方課 昭和三十二年十月十八日監査

監査委員 松本利治

同 上根政幸

会計事務の適正運用については鋭意努力されている

が事務量は逐年増加しているので事務処理の正確と能率化について一層研究努力されたい。

二 出先機関の会計事務処理も逐年改善向上されつつあるが未だ適確を欠ぐものが少くないので会計実地検査、經理事務担当者の研究研修会の開催等による指導に努め特に出納員或は經理事務担当者に更迭のあつた場合の指導監督については一層配意されたい。

三 用品調達事業は開始以来円滑な運営がなされているが更に利用範囲の拡大と事業内容の伸張について検討されたい。

2 電話諸費のうちで工事請負費五万円と消耗品費一万二千円を備品費に流用し小使室ボイラーや六万一千で購入しているがこれは府内管理費で支弁整理すべきである。

一 県政計画の概要を策定し県政の狙いとその方向を示しているが、これらの諸施策の推進は各部局箇々により実施しその実態と効果のはあく並びに調整が不充分であり行政効果に影響するところが多く認められる。

これはひつきよう、本課の調整推進機関としての機構組織上の欠かんによるものと思料するので慎重再検討の要がある。

二 大山出雲特定地域総合開発事業の進捗状況は変更事業費に対し僅か二%であつて良好とはいえない。

一 新市町村建設促進法の施行に伴つて從来の町村合併

促進法に基く合併基本計画四市二六町に再検討を加えた結果、四市二九町とすることに決定し、本春国府、伯仙、郡家、中山の新町の発足をみているが奥日野地区を始め他の未合併町村の実情は極めて深刻なものがあり行詰つてゐるようであるがこれが打開策につき一層努力されたい。

二 新市町村建設促進法の施行によつて本年度はモニエル町村を指定し新町村建設計画に対する調整促進費の支弁と施設整備の助成を行つてゐたがこれらの建設計画の調整を通じ今後の新市町村の育成、助長、指導を如何に推進すべきか、或いは他課で行つてゐる新農、山、漁村建設事業との調整の問題等併せ考慮し遺漏なきを期すべきである。

三 県下市町村における本年度決算状況をみると二市一町村が九千三百余万円の実質赤字を生じてゐる。この赤字を前年度と比較すると三億二千一百余万円赤字解消している。これは地方財政制度の改正と経済界の好転その他自主再建に努めた結果とも考えられるが

更に財政再建団体が誠実にその再建を図つてきたとも解せられる。県は更にこの決算内容を充分分析、検討し財政指導の徹底を期する要がある。

統計課 昭和三十二年十月十八日監査

監査委員 松本利治 同荻原治郎 上根政幸

一 国の指定統計職員の配当定員は四四名で国庫負担職員費が低額のため当初予算はこの定数を一〇名減じ三四名とし執行したがなお且つ人件費に不足を生じ決算上は七十五万余円県費充当している。

また国の指定統計以外の県独自の統計調査を実施しているがこれに対する県費職員は未設置である等不合理の点が多いので国庫負担職員に対する給与単価の合理化、につき国に対し折衝及び県費計上の要がある。

二 各種指定統計調査に要する指導員、並びに調査手当、

その他の調査客体における諸経費は極めて僅少であるのでこれらの単価引上等についても強力に要請すべきである。

三 調査員の資質の向上、統計協会の育成及び調査統計の県政への反映について更に考慮の余地がある。

人事課 昭和三十二年十月三十日監査

監査委員 松本利治 同荻原治郎

一 本年二月行政機構の改革によつて四部制とし、出先機関等についても数度整備に努めているがなお下部機構の簡素合理化、職員の適正配置につき検討を要するものが少くないので更に考究善処されたい。

また本年度は更に六五名の定数削減を行つてゐるがこれに伴う事務の簡素化に努めるとともに職員の新陳代謝による給与費の節約に一層努力されたい。

二 知事部局における臨時職員は期限付職員三〇八名、臨時の任用職員五〇名計三五八名(昭和三十二年十月

一日現在)で昭和三十年四月の四三三名に比較すると七四名減少している。

これら職員の大部分のものは恒久的性格を有するものでありながら雇庸期間、身分、給与等常に不利の状態に置かれたり、これが待遇等につき慎重検討中と思考されるも早期適切な措置を講ずるよう一層配意されたい。

三 過去数ヶ年の職員健康診断の結果によれば就業禁止者の職員総数に対する比率は三分の一程度に減少し逆に勤務制限者の比率は二倍乃至三倍近く上昇してゐる。これは本人の自覚、検診の徹底及び治療法の進歩によるものと思われるが就業禁止及び勤務制限を通じて見るとときは罹病比率は逐次上昇の傾向が見受けられるので健康管理に一層の配意を望む。

財政課 昭和三十二年十月七日至十一月六日監査

監査委員 松本利治

同 荻 原 治 郎
同 小 谷 善 高
上 根 政 幸

なお現、過年度調定分の徴収状況は良好であるが滞納
繰越分については依然低率を示しているので、更に徴
収体制を確立し税収確保の徹底を期すべきである。

三 県有財産の維持管理に検討を要するものがある。

予算編成並びに執行に当つては不斷の努力が払われ
ていることは認められるけれども、本庁及び出先機関
に対する監査、検査、審査等を通じてみると未だ予算
化の措置、予算積算の合理化、予算執行の適期等に適
切を欠ぎ著しく行財政効果を減殺しているものが少く
ない、予算編成に当つては実態認識の上に立つて査定
方式に新工夫を講じ常に適正な予算計上に努めるとと
もにその執行に当つても経済性を失するが如き分割執
行等は逐次改め、適期にしかも最大の効果を挙げ得る
よう一段の努力を望む。

二 税務事務に対する第一線機関の査察指導は未だ不徹
底である、殊に数次の税法改正に伴うこれが賦課徴収
画面に亘る一連の業務運営の総合的企画、調査と適正
運用に対する指導、及び民主的納税の徹底につき一層
配意すべきものがある。

四 国の措置に俟つべき依存財源の合理化、自主財源の
強化、公債費、直轄事業分担金、及び特殊立法に基く
諸施策の財源確保等問題についてはこれが解決要請推
進の中軸となり一層努力するとともに県財政の自主再
建に努められたい。

五 県債のうち公募債に切替えたものの収入措置につき
発行差金を発行額から差引いたものを県債収入として
いたことは適切と認め難い。